

## 目次

### 1 電子申請全般

1	電子申請とは何か知りたい。	3
2	電子申請のメリットを知りたい。	3
3	窓口申請と電子申請の大きな違いを知りたい。	3
4	申請できる時間を知りたい。	3
5	申請から承認までの日数を知りたい。	3
6	水道局への手数料や工事費等の支払方法はどうなるのか。	3
7	「e-ひょうご」の操作方法を知りたい。	4
8	提出書類や図面の不備の内容は、どのように通知されるのか。	4
9	窓口申請と電子申請では、担当者の指示内容が異なること があるのか。	4
10	急な申請手続きでも、「e-ひょうご」では対応が可能であるのか。	4
11	電子申請の対象範囲はあるのか。	4
12	電子申請で申請した工事について、途中から窓口申請に変更する ことはできるのか。	4
13	今後、電子申請に一本化していくのか。	5
14	窓口申請での取扱いは何か変わるのか。	5
15	対象工事の拡大について、具体的な予定はあるのか。	5

### 2 電子申請の運用

#### 2-1 申請・審査・検査

1	設計審査申込時に、押印書類の提出は必要なのか。	5
2	押印書類の原本の提出はなくなるのか。	5
3	書類の原本は、どのように提出すればよいのか。	5
4	水栓番号等わからない場合は、申請はできないのか。	5
5	電子申請の設計審査は、どこで行うのか。案件の相談等は、どうすればよいのか。	5
6	電子申請の受付や審査結果等は、どのように確認するのか。	6
7	申請状況照会の一覧に表示されるのは、電子申請分のみか。	6
8	窓口に原本を持参するときの照合は、どのように行うのか。	6

#### 2-2 書類・図面の提出

1	図面はどのように提出するのか。	6
2	電子データの書類の他に紙の書類も提出する必要があるのか。	6
3	添付ファイルは、複数送信可能か。	6

### 2-3 図面送付の仕様関係

- 1 図面や書類の拡張子はどうすればよいか。 . . . . . 6
- 2 送付するデータの大きさに制限はあるのか。 . . . . . 6

### 2-4 書類・図面の差戻し・修正

- 1 図面等に不備があった場合、どのように修正指示されるのか。 . . . . . 7
- 2 審査結果は、どのように確認するのか。 . . . . . 7
- 3 工事場所等の申請内容を間違っして申請してしまった場合は、どうなるのか。 . . . . . 7

### 2-5 審査の日程・期間

- 1 設計審査申込から審査完了までの期間は、どの程度なのか。 . . . . . 7

## 3 電子申請のシステム

- 1 電子申請のシステムについて . . . . . 7
- 2 電子申請にPDFが添付できない . . . . . 7

## 4 ID・パスワード

- 1 ID・パスワードについて . . . . . 8
- 2 IDとパスワードは1事業者に1つなのか。 . . . . . 8

## 1 電子申請全般

### 1 電子申請とは何か知りたい。

現在、紙ベースで行われている給水装置工事の申請業務について、神戸市の電子申請などで利活用されている「兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）」（以下「e-ひょうご」という。）を活用した電子化（インターネット）された申請です。

### 2 電子申請のメリットを知りたい。

電子申請のサービス提供時間を、原則として24時間365日、利用可能としています。ただし、システムの保守等のため「e-ひょうご」を停止することがあります。

所管の窓口が開庁しても申請をすることができるので、神戸市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の皆さまの来庁する回数が減ります。

### 3 窓口申請と電子申請の大きな違いを知りたい。

窓口申請は、配水課審査担当の窓口でしか申請できないことや、混み具合により待ち時間を要することがあります。「e-ひょうご」は、窓口での待ち時間や移動時間等がなくなるため、その時間を他の仕事に活用できます。

### 4 申請できる時間を知りたい。

申請は原則として24時間365日、利用可能としています。ただし、システムの保守等のため「e-ひょうご」を停止することがあります。

※申請書の作成や送信は24時間可能ですが、水道局での審査業務は営業時間内で行うため、営業受付時間（16時30分以降）外の申請は翌営業日扱いとなります。

### 5 申請から承認までの日数を知りたい。

申請から承認までの日数は従来の申請と同じです。審査（決裁）完了までの処理期間は、

- ・工事用のみの申請の場合、申請日の翌日から3営業日
- ・その他の申請の場合、原則、申請日の翌日から5営業日

※ 審査（決裁）完了結果や修正事項等の連絡は「e-ひょうご」を通じてEメールにて連絡します。

審査（決裁）完了の連絡後、原本（紙媒体）を配水課審査担当窓口に持参して、納金確認がされると施工承認となります。なお、必要書類の不備や添付不足等が発生した場合は、書類の修正や再申請をしていただくことになります（決裁時間が延びます）。

### 6 水道局への手数料や工事費等の支払方法はどうか。

支払方法は従来通り原本を配水課審査担当窓口を持参するときに納付書を手渡ししますので中部センター窓口やコンビニ、銀行での振り込み等、現状と変わりません。納付

の確認が出来れば施工承認となります。お急ぎの場合は、中部センターの窓口を利用してください。

## 7 「e-ひょうご」の操作方法を知りたい。

電子申請は兵庫県電子申請共同運営システム「e-ひょうご」のサイト

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/www/guide/manual.html>

利用手引

### (1) 申請者情報登録

・申請者情報登録操作手引書

### (2) 新規申請・状況照会等

・申請・届出書等手続の操作手引書

のPDFデータを参照ください。

## 8 提出書類や図面の不備の内容は、どのように通知されるのか。

担当者が「e-ひょうご」を通じてコメントの入力や図面への修正指示等を行い、不備の内容を通知します。

## 9 窓口申請と電子申請では、担当者の指示内容が異なることがあるのか。

窓口申請や電子申請も指示内容は異なりません。

## 10 急な申請手続きでも、「e-ひょうご」では対応が可能であるのか。

「e-ひょうご」は、窓口申請に比べて24時間対応となっており、窓口の営業時間を待たずに申請可能であることから、時間的に早く申請出来るようになっています。ただし審査業務は営業時間内です。なお、窓口申請や電子申請にかかわらず計画的に申請して頂ければ十分に対応が可能です。

## 11 電子申請の対象範囲はあるのか。

電子申請は事前協議を要さないものとしています。

※ただし、事前協議を要しない申請でも水理計算が必要となる申請は窓口申請となる場合があります。

## 12 電子申請で申請した工事について、途中から窓口申請に変更することはできるのか。

設計変更により事前協議を要する申請になる場合、もしくは修正指示等が多数あり、窓口での聞き取りや修正指示等が必要となる申請については、窓口申請に切替えます。それ以外は、原則、窓口申請への変更はありません。なお、窓口申請から電子申請への変更もできません。

**13 今後、電子申請に一本化していくのか。**

当面は、窓口申請と電子申請は、並行して行う予定ですが今後は電子申請に完全に移行することを目指しています。

**14 窓口申請での取扱いは何か変わるのか。**

当面の窓口申請は現行通りです。なお、令和3年10月1日（金曜日）から工事用・取出しの工事については電子申請のみの受付とします。

**15 対象工事の拡大について、具体的な予定はあるのか。**

現段階では、具体的な予定はありません。決定次第、水道局ホームページや配水課審査担当窓口等に掲示し、周知します。

## **2 電子申請の運用**

### **2-1 申請・審査・検査**

**1 設計審査申込時に、押印書類の提出は必要なのか。**

設計審査申込の際に、押印が必要な書類の押印は不要となりました。

給水装置工事の申請に必要な書類をスキャニング（PDF）し、電子データを「e-ひょうご」で添付（送付）してください。

※下水については、設計書の下水道使用申出欄に記載してください。

**2 押印書類の原本の提出はなくなるのか。**

令和3年8月1日より押印が必要であった書類の押印は、不要となりました。設計審査完了時に「e-ひょうご」で水道局から送付された書類等を印刷して下水の審査を受け、配水課審査担当窓口へ持参してください。

**3 書類の原本は、どのように提出すればよいのか。**

配水課審査担当窓口へ持参してください。

**4 水栓番号等わからない場合は、申請はできないのか。**

既存の水栓番号がある工事場所、または新規の団地等、水栓番号がない工事場所については、事前に調査して水栓番号や配管状況を記載して申請してください。

**5 電子申請の設計審査は、どこで行うのか。案件の相談等は、どこにすればよいのか。**

これまで通り、配水課審査担当窓口の担当者が行います。相談等も同様になります。

**6 電子申請の受付や審査結果等は、どのように確認するのか。**

「e-ひょうご」の申請者情報登録で登録しているメールへの連絡となります。メールの受信があると、「e-ひょうご」の「申請状況照会」から各内容を確認してください。

**7 申請状況照会の一覧に表示されるのは、電子申請分のみか。**

電子申請分のみとなります。

**8 窓口に原本を持参するときの照合は、どのように行うのか。**

電子申請の書類は、配水課審査担当窓口にて設計審査担当者が行います。

## 2-2 書類・図面の提出

**1 図面はどのように提出するのか。**

「e-ひょうご」で電子データ（PDF）を添付してください。

**2 電子データの書類の他に紙の書類も提出する必要があるのか。**

紙の書類（原本）等は審査完了後、施工承認までに必要となります。配水課審査担当窓口を持参してください。

**3 添付ファイルは、複数送信可能か。**

添付ファイルは、複数送信が可能です。ただし、ファイル形式はPDF形式、データ量は合計10MBの制限があります。

## 2-3 図面送付の仕様関係

**1 図面や書類の拡張子はどうすればよいか。**

電子申請の書類は全てPDF形式としてください。PDFデータを提出した場合であっても審査が困難な画質等であった場合はデータの再提出をお願いする場合があります。

**2 送付するデータの大きさに制限はあるのか。**

原則として、PDFデータのスキャンを解像度200dpiで行ってください。ただし審査が困難な画質等であった場合はデータの再提出をお願いする場合があります。

## 2-4 書類・図面の差戻し・修正

### 1 図面等に不備があった場合、どのように修正指示されるのか。

設計審査等で不備があった場合は、「e-ひょうご」を通じて連絡や修正指示があります。図面等の修正を行い、再度添付してください。なお修正した図面を添付しなおすときは全ての書類を添付しなおす必要があります。

### 2 審査結果は、どのように確認するのか。

「e-ひょうご」の「申請状況照会」から審査結果の確認を行ってください。

### 3 工事場所等の申請内容を間違えて申請してしまった場合は、どうなるのか。

設計審査中に発覚した場合は、受付不受理もしくは補正指示での修正となります。

## 2 - 5 審査の日程・期間

### 1 設計審査申込から審査完了までの期間は、どの程度なのか。

現行の窓口申請と同様、申請日の翌日から概ね3営業日～5営業日で審査完了する予定です。

## 3 電子申請のシステム

### 1 電子申請のシステムについて

電子申請は兵庫県電子申請共同運営システム「e-ひょうご」のサイト

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/www/guide/manual.html>

新規申請・状況照会等・申請・届出書等手続の操作手引書のPDFデータを参照ください。なお「e-ひょうご」の画面操作を60分以上しない場合は、安全対策のため自動的にタイムアウトになります。その場合、入力内容は保持されず、再操作が必要になりますのでご注意ください。

### 2 電子申請にPDFが添付できない

電子申請は兵庫県電子申請共同運営システム「e-ひょうご」のサイト

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/www/guide/environment.html>

「動作環境について」から、“Webブラウザの設定 [pdf: 1.7MB]”の事前準備の設定を行ってください。

## 4 ID・パスワード

### 1 ID・パスワードについて

電子申請は「e-ひょうご」上で申請者権限を水道局から付与してからの使用となります。「電子申請登録願い」を提出してください。なおパスワードの設定条件やIDについては電子申請は兵庫県電子申請共同運営システム「e-ひょうご」のサイト

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/www/guide/manual.html>

申請者情報登録・申請者情報登録操作手引書のPDFデータを参照ください。

### 2 IDとパスワードは1事業者に1つなのか。

IDとパスワードは複数所持可能です。詳しくは配水課に相談してください。